

# OSSライセンス(GPL等)を利用するにあたって 留意すべきこと

日本シノプシス合同会社  
シニアセールスエンジニア  
吉井雅人

2018/10/24



OSSの利用の広がりとOSSライセンス

OSS周辺の問題

OSSライセンス違反を防ぐために

# OSSの利用の広がりとOSSライセンス

OSS周辺の問題

OSSライセンス違反を防ぐために

# OSSの利用の広がり

Struts<sup>2</sup>



zlib



# ソフトウェアに含まれるOSS

## 2017 Open Source Security and Risk Analysis

**67%**

のアプリケーションは既知のOSS脆弱性を含む



**52%**

セキュリティ脆弱性が深刻である割合



**7%**

Heartbleed, Poodle, Freak, Drownを含む割合



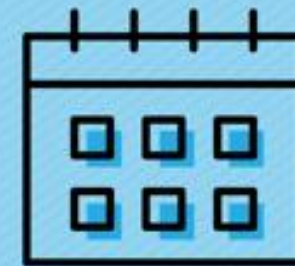
**147**

個々のアプリケーションに含まれるOSSコンポーネントの個数



**27**

個々のアプリケーションに含まれるOSS脆弱性の個数



**4 YEARS**

セキュリティ脆弱性の発見からの平均経過年数

# OSSに対する、よくある誤解

## [誤解1]OSSは条件なく無償で使える

- ⇒無償で利用できるが、利用するためには条件がある
- ⇒条件はライセンスによる。様々な条件がある
- ⇒ライセンスはそのソフトウェアの著作権者が決定する

## [誤解2]OSSは利用すると訴えられるので使わない

- ⇒条件を守って利用すれば全く問題ない
- ⇒現在のソフトウェア開発でOSSを使わないということは現実的ではない
- ⇒便利なOSSを使わないでいると開発スピードが遅くなり、競合他社に負ける

# ライセンスは誰が決めるのか？

ライセンスは、どのようにソフトウェアを利用してほしいか、著作権者の意図を示したものの

- /\*
- \* -----
- \* "THE BEER-WARE LICENSE" (Revision 42):
- \* <phk@FreeBSD.ORG> wrote this file. As long as you retain this notice you
- \* can do whatever you want with this stuff. If we meet some day, and you think
- \* this stuff is worth it, you can buy me a beer in return Poul-Henning Kamp
- \* -----
- \*/



# OSSライセンスに対する考え方

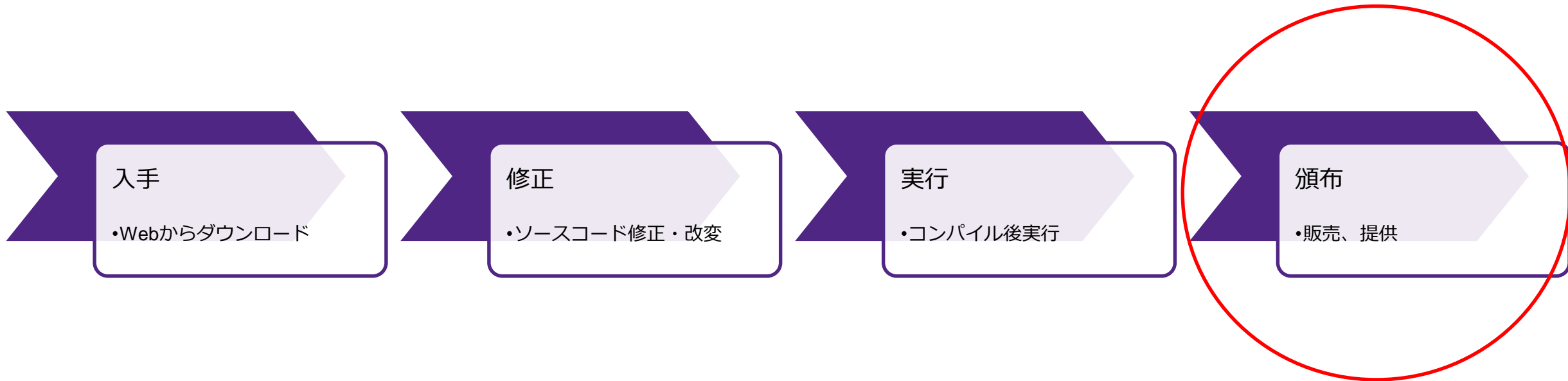
- ライセンスに違反すると著作権法違反になる

やさしく言うと

- OSSは、OSSの著作者からのプレゼントである
- そのプレゼントをどのように使ってほしいか、著作者の思いを表現したものがライセンス
- いわばライセンスは、**ラブレター**である。
- プレゼントを受け取って利用する以上、**ラブレターに書かれている内容**は守ろうよ。



# OSSライセンス条件はいつ発動するのか



自分の楽しみのために修正した場合にはライセンス条件は発動しない(自家使用)。

ラブレターの条件は、プレゼントを誰かに渡す時に発動する。

# BSD 3-clause Licenseの例

Copyright (c) <year>, <copyright holder>

All rights reserved.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. **Redistributions of source code** must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. **Redistributions in binary form** must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.
3. Neither the name of the <organization> nor the names of its contributors may be used to endorse or promote products derived from this software without specific prior written permission.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY <COPYRIGHT HOLDER> "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL <COPYRIGHT HOLDER> BE LIABLE FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION) HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF SUCH DAMAGE.

# Copyleftの考え方

- あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、そのプログラムの利用者が、以下の四つの必須の自由を有するときです:
  - どんな目的に対しても、プログラムを望むままに実行する自由 (第零の自由)。
  - プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。
  - 身近な人を助けられるよう、コピーを再配布する自由 (第二の自由)。
  - 改変した版を他に配布する自由 (第三の自由)。これにより、変更がコミュニティ全体にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。

<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.ja.html>

# OSSライセンス類型

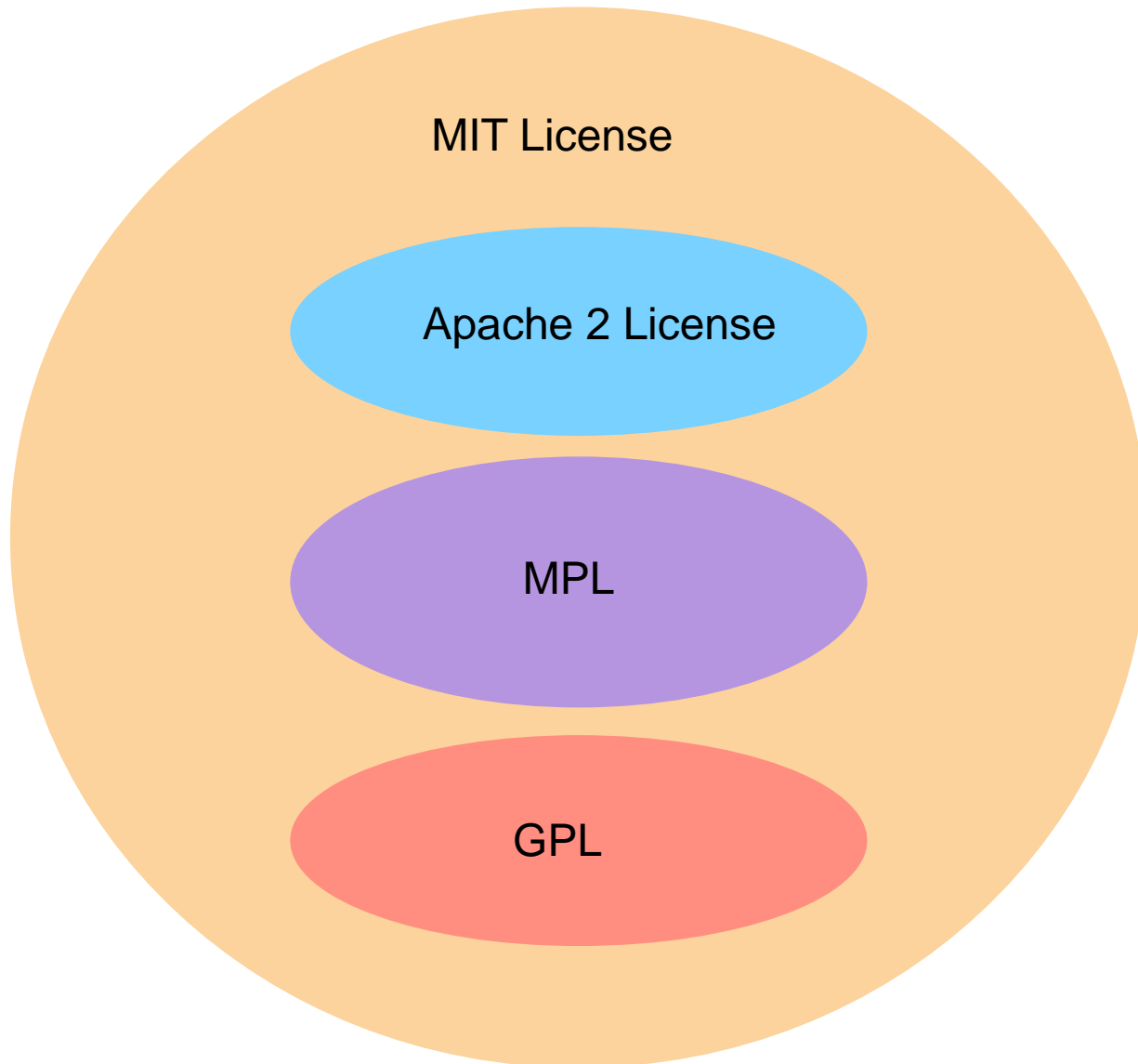
OSSライセンスの類型	代表的なライセンス	利用時にユーザーがしなければならないこと
コピーレフト	GPLv2 GPL v3 AGPL	<ul style="list-style-type: none"><li>ライセンステキストの添付</li><li>OSSのソースコードの開示</li><li>OSSを改変した部分のソースコードの開示</li><li>リンクした範囲のソースコードの開示</li></ul>
準コピーレフト	LGPL 3, LGPL2.1 MPL 2.0 EPL	<ul style="list-style-type: none"><li>ライセンステキストの添付</li><li>OSSのソースコードの開示</li><li>OSSを改変した部分のソースコードの開示</li></ul>
非コピーレフト	BSD 2,3-clause Apache 2.0 MIT License	<ul style="list-style-type: none"><li>ライセンステキストの添付</li></ul>

OSSの利用の広がりとOSSライセンス

## OSS周辺の問題

OSSライセンス違反を防ぐために

# OSS内OSS



OSSプロジェクトもライセンスを  
遵守すれば、別のOSSを  
流用可能。

# デュアルライセンス(Dual License)

- 複数のOSSライセンスが提示されているが、利用者が利用できるライセンスを選択できる。
- 提示されているデュアルライセンスがいずれもOSSライセンスの場合は、企業は条件の緩いライセンスを選択することが普通。
  - 例) GPL / MIT のデュアルライセンスの場合は、通常はMIT Licenseを選択する。
- 商用ライセンスとOSSライセンスというデュアルライセンスもある。
  - 例) GPL / 商用ライセンス のデュアルライセンスの場合は、費用を払わない場合はGPLの条件を遵守する必要がある。

# Public Domain

- 著作権が放棄されている状態
- 著作権がない状態なので厳密にはOSS Licenseの定義からは外れる。



OSSの利用の広がりとOSSライセンス

OSS周辺の問題

OSSライセンス違反を防ぐために

# OSSライセンス違反を起こさない体制の構築方法

- OSS利用ポリシーを策定する
- 利用しているOSSを把握する
- OSSライセンスについての開発者向けトレーニングを実施する

後の工程になるほど、違反を検出した場合のインパクトは大きい。開発者のリテラシーを向上させることが、リスクを軽減することに繋がる。

# Thank You

